

小川駅西口新公共施設等の管理運営に係る概要事項

市は、小川駅西口地区市街地再開発事業において、「小川駅西口新公共施設（※）」（以下「新公共施設」という。）及び「（仮称）小川にぎわい広場」（以下「広場」という。）を取得する予定である。

「新公共施設」には、現在の西部市民センターにある機能（西部出張所、小川西町公民館、小川西町図書館）と、小平元気村おがわ東にある「市民活動支援センター あすぴあ」（以下「あすぴあ」という。）、「男女共同参画センター ひらく」（以下「ひらく」という。）の機能を移転し、他に新たな機能としてカフェ、キッズスペース、個人向け貸出スペース、音楽スタジオなども設け、にぎわいの創出等を目指すこととしている。

この「新公共施設」と「広場」の管理運営について、概ね以下に記載する考え方に基づき、検討を進めるものとする。

（※）小川駅西口新公共施設：再開発ビル4～5階の公共床に整備する新たな公共施設。
市と再開発組合の間で、令和5年6月に譲渡契約締結済。

1 コンセプト

（1）整備基本計画や基本設計で示している事項

①多世代の多様な活動が重なり合う

多世代の多様な活動が重なり合い、将来的には統合を目指していくパイロット的な施設と位置づける。それぞれの機能は縦割りに独立したものではなく、一体的な新しい施設となることを目指す。

②回遊や滞在による、にぎわいの創出

新しいタイプの公共施設へのチャレンジとして、例えば、ビジネスパーソンや学生にとっての利便性向上、大学や企業と連携した公共床の活用など、広場や再開発ビルの1階から3階の商業・業務施設、周辺地域の資源等も含め、回遊や滞在による、にぎわいの創出を目指す。

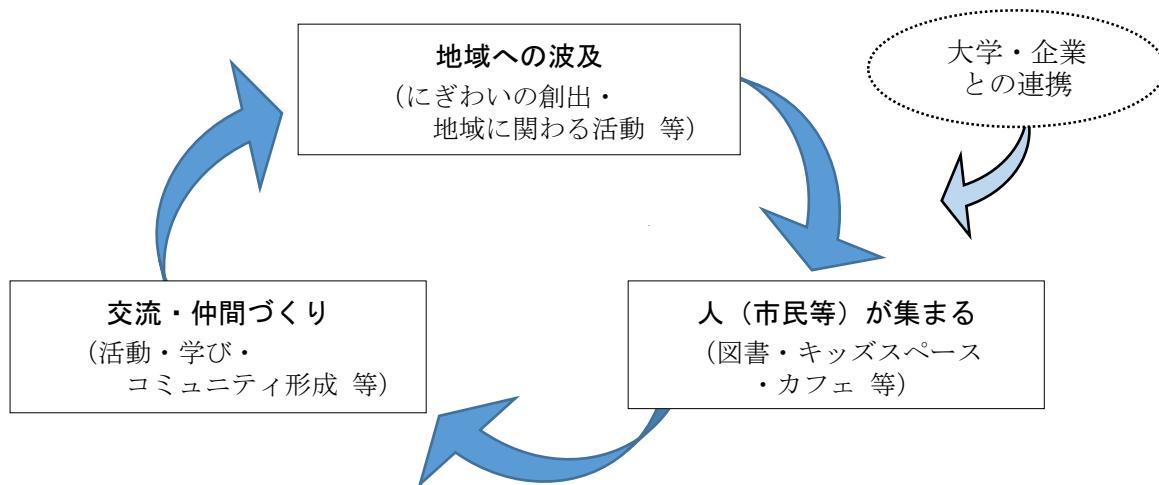
③本と多様な活動が重なり合う創造空間

4階、5階全体のレイアウトコンセプトを「本と多様な活動が重なり合う創造空間」として、施設全体を本に囲まれた居心地の良い空間とし、生涯学習（公民館、図書館）と市民活動や男女共同参画の推進など多様な活動が重なり合い、相乗効果を生み出すことを目指す。

その上で、4階は「利便性の向上と子育て世代の利用促進」、5階は「開放的で多様な活動の共存」をレイアウトコンセプトとしている。

(2) 上記(1)から導かれるイメージ

魅力ある居心地の良い施設に人が集まり、相互の活動が見える化することで交流が生まれ、仲間の輪が広がり、コミュニティの形成等が促進され、さらに、それらのコミュニティ等が地域を視野に入れた活動に取り組むことで、周辺地域への好影響の波及（にぎわいの創出等）につながることを目指す。また、大学や企業と連携することで、取組がより一層効果的なものになることを目指す。



2 条例

- ・「新公共施設」のうち、出張所を除いた区画（以下「新複合施設」という。）や「広場」について、新たな条例（※）を制定する。
- ・既存施設（西部出張所、小川西町公民館・図書館、あすぴあ、ひらく）に係る条例の改正や、新たな条例と既存施設に係る条例との関係等については、今後検討、整理する。

（※）公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない
(地方自治法第244条の2)

3 開館時間、開館日

- ・「出張所」と「新複合施設」で異なる設定とする。
- ・「出張所」については、現在の西部出張所と同様とする。
- ・「新複合施設」については、移転（複合化）する既存各施設の開館日や開館時間を踏まえつつも、機能ごとに分けずに、エリア全体で統一的な開館時間や開館日を設定する方向で、メリット・デメリットを比較しつつ検討していく。
- ・「広場」については、基本的に常時出入りできるものとする。

4 管理運営主体（指定管理者制度の導入）

- ・本施設は、これまで区画や場所が別々であった施設を複合化するものであり、その複合化において、「それぞれの機能は縦割りに独立したものではなく、一体的な新しい施設となることを目指す」ことは重要なコンセプトである。
- ・「新複合施設」の各機能は、市においては所管が複数の部署にまたがるものであるが、独立した団体（法人等）が管理運営を行う指定管理者制度を採用することにより、一体的な管理運営をスムーズに実現することが期待できることから、「新複合施設」の管理運営については、指定管理者制度を導入することとする。
- ・「新複合施設」の機能のうち、「公民館」については、これまで、公民館事業を市民と協働で企画運営し、市民の学習が地域に還元されていくことを目指す取組を積み重ねてきたこと等を踏まえ、これまでと同様、市の直営により事業の企画運営を行うこととする。公民館事業の企画運営を除く、施設や各機能の管理運営全般は、「広場」も含め、指定管理者による管理運営とする。
- ・指定管理者の業務範囲は、「新複合施設」の開設後においては、施設の運営状況や、他の公共施設の状況等を勘案し、機会を捉え、必要に応じて見直すこととする。
- ・「出張所」機能については、公の施設（地方自治法第244条）ではないため、指定管理者制度の導入対象とはならないことを踏まえ、これまでと同様、市の直営による運営とする。ただし、効率的な管理運営体制の確保のため、指定管理者と同じ事業者に施設の維持管理を委託することなどを検討する。

5 施設利用のルール（全般的な考え方、予約、利用料金等）

- ・「新複合施設」は、全体として、各機能（図書館、公民館、あすぴあ、ひらく等）を包含した複合的な施設空間であり、区画された各部屋は、各機能の専用部分とはせず、「新複合施設」の部屋を、各機能において使用可能とする整理とする。
- ・「新複合施設」は図書館機能を含む施設であるが、施設全体として、ある程度の音（会話等）を許容する考え方で運営することとし、未就学児等を連れていても訪れやすい場づくりをする（静かな環境での読書等を望む利用者には、閲覧室を案内するなどして対応する）。
- ・飲食については、一定のルールのもと、可能とする方向で検討を進める。
- ・オープンスペースの利用は、原則として無料とする。
- ・多目的室、和室、おはなし室の利用について、予約や利用料金（減免要件含む）に係る事項は、他の公共施設（公民館等）におけるルールを参考に検討する。具体的には、あらかじめ登録した団体が、公共施設予約システムを利用して、部屋利用の予約をすることを想定する。
- ・新たな機能である音楽スタジオや個人向け貸出スペースは、料金や時間区分について、上記の多目的室等とは異なる新たなルールとすることも視野に入れ、検討する。
- ・「広場」利用のルールについては、「新複合施設」との連携や、駅前という立地等を考慮

し、また、市内公園におけるルールも参考にしつつ、地域のにぎわいに資する利用が促進されるよう、検討していく。

6 複数機能の相乗効果等

- ・公共施設は、市内の広い区域を対象とした利用を前提とする「広域対応施設」と、市内の一定の地域を中心とした利用を前提とする「地域対応施設」に分類される。「新複合施設」に移転（複合化）する各機能には、「広域対応施設」（あすぴあ、ひらく）と「地域対応施設」（公民館分館・地区図書館）が混在することも踏まえ、それぞれの特性を生かした相乗効果の創出を目指す。
→「新複合施設」での取組について、将来的には、市内の他の公民館・図書館で横展開することも考えられる。
- ・「新複合施設」の近隣に所在する小平第十三小学校は、近い将来において複合化による更新を予定している（令和13年度以降供用開始予定）。この更新に伴い、小学校に併設する形で設置を予定している「(仮称) 地区交流センター」は、従来の地域センター・公民館機能を複合化した新たな地域コミュニティ施設とする方向で検討が進んでいることを踏まえ、「新複合施設」内の「公民館」機能と「(仮称) 十三小地区交流センター」両者の将来的なあり方について、今後検討していく。

7 市民協働・市民参加等

- ・既存の取組（公民館の「事業企画委員会」や「なかまちテラスL i N K S」、図書館におけるボランティア、あすぴあ・ひらくの事業等における様々な協働等）も参考に、利用者のニーズを把握しながら、施設活用における市民協働や市民参加のイメージづくり等を進める。
- ・令和5年度より「小川 シン・公共施設 プレ事業」を展開し、「新複合施設」の開設に向けて、気運醸成（「1 コンセプト」に掲げた事項の実現に寄与する気運の醸成）を進める。
- ・施設の開設前に、愛称募集等の形で広く市民が参加できる機会を設けることも検討する。
- ・新公共施設や広場の整備等に係る財源確保の手法について、クラウドファンディングなど、市民や地域の事業者等が関わることの出来る仕組みを幅広い視野で検討する。